

広島県告示第七百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成十九年七月十二日

広島県知事 藤田 雄 山

氏名	住所	施術所		業務類	指定年月日
		名称	所在地		
山岡 克己	江田島市大柿町柿浦一三八〇	江田島整骨院	江田島市沖美町三吉四五六一一三	柔道整復	平成一九年三月一日
池田 浩二	東広島市西条大坪町九一七一三	八本松南接骨院	東広島市八本松南二丁目一八一六	柔道整復	平成一九年三月一日
東 和行	三原市円一町四丁目二一二	リラクセーションルームH ARVEST	三原市円一町四丁目二一二	鍼灸	平成一九年三月一日
東 和行	三原市円一町四丁目二一二	リラクセーションルームH ARVEST	三原市円一町四丁目二一二	あん摩マッサージ	平成一九年三月一日